

【令和３年 ４月１日 やなかケアサービス料金表】

訪問介護利用料（保険給付の一割負担分／１回あたり）

項目		金額		
		早朝・夜間 (６：００～８：００) (１８：００～２２：００)	昼間 (８：００～１８：００)	深夜 (２２：００～６：００)
身体介護	２０分未満	238 円	191 円	286 円
	２０分～３０分未満	356 円	285 円	427 円
	３０分～１時間未満	565 円	452 円	678 円
	１時間以上～１時間３０分未満	840 円	672 円	1,008 円
	１時間３０分～３０分増すごとに算定	120 円	96 円	144 円
生活援助	２０分～４５分未満	261 円	209 円	314 円
	４５分以上	321 円	257 円	386 円

介護予防訪問介護基本利用料（保険給付の一割負担分／月あたり）

項目		金額
介護予防訪問介護費Ⅰ	週１回程度の利用が必要な場合（要支援１・２）	1,332 円
介護予防訪問介護費Ⅱ	週２回程度の利用が必要な場合（要支援１・２）	2,662 円
介護予防訪問介護費Ⅲ	Ⅱを超える利用が必要な場合（要支援２）	4,223 円

加算利用料

項目	金額	加算単位	内容説明
初回加算	228 円	月あたり	初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。
特定事業所加算（Ⅰ）	月の合計単位数に乘じる	所定単位数に 5/100 を乗じた単位	中重度の要介護者を重点的に受け入れ人員配置以上の常勤サービス提供責任者を配置しており痰吸引が必要な利用者が 60/100 以上の事業所に加算されます。
生活機能向上連携加算	114 円	100 単位	利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言動療法士が、指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し利用者の身体の状況等の評価を共同して行い生活機能の向上を目的として訪問介護計画を作成した基づく指定訪問介護を行ったときに初回の月以降３ヶ月の間、１月につき所定単位数を加算されます。

介護職員処遇改善加算	月の合計 単位数に 乗じる	個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各々に異なります。	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算となります。
同一建物に対する減算	一回の訪問 単位数より 10%減算	減算率 10%	利用者が居住する住宅と同一建物に所在する事業所でサービス提供を行っている場合に減算となります。
緊急時訪問介護加算	114 円	100 単位	緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスを行った際に加算となります。

※令和 3 年 9 月 30 日まで、全体の千分の千一を乗じた加算となります。